

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和8年3月17日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春・16 中村 高之
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上9名

欠席部会委員 6 田口 慶則

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 横井担当主幹・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第3回第2農地部会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席の委員は6番 田口 慶則委員で、出席は9名です。お願いします。</p> <p>議事録署名人は、22番 中野 たつ子委員、24番 岡田 勇樹委員、よろしくお願いします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知をいたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、合計面積は16,955㎡で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから15ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から27で、件数は27件、合計面積は91,340.53㎡で、その内訳は田が65,482.52㎡、畑が25,353.01㎡、その他が505㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は19㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は258㎡で、すべて田でございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。</p> <p>番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆・野菜、耕作面積 田 43.20ha 畑 0ha 合計43.20ha。</p> <p>以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。</p>

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局

それでは、19ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 木造町蚓原、登記地目・現況地目とも田、面積 1,960㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 木造町コウゾ新畑、登記地目・現況地目とも田、面積 956㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 榊原、申請地 榊原町尺ヶ寺、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,230㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井関神場、登記地目・現況地目とも田、面積 2,970㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬鳥沖、登記地目・現況地目とも田、面積 264㎡ 外3筆、合計面積 3,508㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 八幡、申請地 美杉町奥津鶴坂、登記地目・現況地目とも畑、面積 82㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

では、20ページをお願いいたします。

番号7、地区 下之川、申請地 美杉町下之川戸木、登記地目・現況地目とも畑、面積 62㎡ 外3筆、合計面積 1,317㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は12,023㎡で、その内訳は田が1,0400㎡、畑が1,623㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番から3番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。まず1番、2番について、説明させていただきます。
3月9日に諸戸部会長と田口委員、中野委員、地元推進委員1名、久居事務局
局で見てまいりました。両方とも農地の売買ということでございます。現在も
担い手さんが耕作をされているところで何ら問題ないものと思われま
す。
3番でございます。3番も同じく3月9日、諸戸部会長、田口委員、中野委
員、推進委員2名、久居事務局で見てまいりました。売手は高齢で後継者もな
く、規模縮小を行っております。また、買手は営農拡大を図っており、現在耕
作も行っており、問題はないものと思われま
す。以上でございます。

議長 4番、5番、お願いします。

宮本委員 15番、宮本です。9日に、池山委員と事務局とで現地を確認してき
ました。これは現在ハウスが建っていますが、新規就農される方が前から一志町で付
合いがあったようです。
それから5番は、同じ日に事務局と池山委員とで確認をしてきましたが、内
容は事務局の説明のとおりです。以上です。

議長 6番と7番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。八幡の6番について説明をしたいと思いま
す。9日に地
元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は相手方の要望によりと
いうことでございます。受人は現在管理しているため、譲受をいたしますとい
うことでございます。
次、7番でございます。7番は、これも同じ日に地元推進委員、事務局で現
地を確認いたしました。受人は綿を栽培し始めようとしていたところだったの
で、農地を引き継ぎ、綿を作るということでございます。以上です。

議長 ただいま地元委員から説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺い
したいと思いま
す。どうですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました
議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定し
たいと思いま
す。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
てを議題としま
す。
事務局、説明願います。

事務局

21ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町若林、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 336㎡ 外1筆、合計面積 428㎡。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。

平成25年頃に倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請地 一志町大仰堂垣内、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 1,366㎡ 外3筆、合計面積 1,758㎡。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

昭和56年頃に工場用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町小山沢田、登記地目・現況地目とも田、面積 1,491㎡の内490㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野野田、登記地目 田、現況地目 水路、面積 0.54㎡。

これにつきましては、申請地を水路用地とするものです。

令和7年に水路敷とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は2,676.54㎡で、その内訳は田が2,171.54㎡、畑が505㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員

7番、野田でございます。3月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元の推進委員2名、久居事務局で見てまいりました。隣接する宅地と一体利用して共同住宅を建築するもので4条申請を行うということでございます。現場はもう既に農業用倉庫が建っております。始末書も添付されておりますので、やむを得ないものと思われまして。以上でございます。

議長

2番、お願いします。

宮本委員	15番、宮本です。9日に池山委員と事務局と地元推進委員2名立会いで確認をしてきましたが、内容は事務局の説明のとおりです。
議長	3番と4番、お願いします。
池山委員	14番、池山です。3番は3月9日に地元委員3名と宮本委員、それと事務局で確認しております。担い手の育苗ハウスのすぐ南側に、駐車場と作業の延長する場所を並びにして農業用倉庫に使いたいということです。実際には説明があったように、1,491㎡の内490㎡だけを使うということでございます。問題なかろうということでございます。 続いて4番ですが、面積はご覧いただくように1㎡に満たないものですが、宅地造成されたときに残っていたということです。以上です。
議長	地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います。
事務局	22ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷、登記地目・現況地目とも田、面積 421㎡ 外2筆、合計面積 907㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は464.9㎡、パネル設置率は51.2%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、申請地 久居野村町小膳田、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,090㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は350㎡、パネル設置率は32.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町谷口、登記地目 原野、現況地目 畑、面積 1,577㎡ 外3筆、合計面積 3,463㎡。

これにつきましては、申請地を運動場及び駐車場とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、申請地 一志町小山中野、登記地目・現況地目とも畑、
面積 228㎡ 外1筆、合計面積 580㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町高野高寺、登記地目 田、現況地目 雑
種地、面積 605㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成元年頃に資材置場とした旨の始末書の提出がありますことから、これを
追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原、登記地目・現況地目とも
田、面積 858㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は351.2㎡、パネル設置率は40.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八知、申請地 美杉町八知中切、登記地目・現況地目とも畑、
面積 509㎡。

これにつきましては、申請地をドッグラン用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八知、申請地 美杉町八知中切、登記地目 畑、現況地目 宅
地、面積 604㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和50年頃に住宅用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これ
を追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は8,616㎡で、その内訳は田が4,088
㎡、畑が2,951㎡、その他が1,577㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見
をお伺いします。

1番から3番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。1番から2番につきまして説明をさせていただき
ます。3月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員3名で見て

まいりました。

1番ですけれども、これは農免道路に面した田んぼでございます。労力不足があるのかなと思います。やむを得ないものと思われま。

2番目ですけれども、これにつきましても畑でございます。これも労力不足ということで太陽光発電に売却するものと思われま。やむを得ないのかなと思います。

3番でございますが、同じく3月9日に喜多会長、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員2名、それと本庁と久居事務局で見てまいりました。これにつきましては、現在、運動場が手狭ということから隣接地を購入して運動場の幅と駐車場を造って利用するというものでございます。当該地の農地につきましては、もう耕作をされていない農地でございます。運動場にしても問題はないものと思われま。以上でございます。

議 長 4番から6番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。9日に宮本委員、それから地元の推進委員3名と事務局で現場確認しております。もう既に周りはずっと資材置場ですが、拡張をしたいということで、問題なかろうという判断です。

5番でございますが、先ほど事務局から説明がございましたように、既に使用されておまして、問題なかろうということで判断いたしました。

6番でございますが、6番はもう既にこの辺り、太陽光の設備がずっと続いてきているところでございまして、事務局の説明もございましたけれども、やむを得ないという判断をいたしました。以上です。

議 長 7番、8番お願いします。

結城委員 18番、結城です。7番、8番、同じ9日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。受人は隣接する土地と建物とともに購入し、これは茶畑が隣にありまして、その茶畑を伐採して地ならしをして芝を張り、犬の遊び場の用地として利用したいということでございます。

8番も同じ方でございます。これは、渡人は申請地での営農継続及び維持管理が困難で宅地の状態であることから、譲受人は隣接する土地と建物とともに購入し、宅地として利用したいということでございます。以上です。

議 長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて（賃貸借権）を議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 24ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
でございます。
番号1、地区 川口、申請地 白山町川口稽古野、登記地目 畑、現況地目
雑種地、面積 45㎡。
これにつきましては、申請地を店舗用地とするものです。
令和7年8月頃に造成工事をした旨の始末書の提出がありますことから、こ
れを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は45㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

西森委員 17番、西森です。3月9日です。中村、西森両委員、地元推進委員、それ
から白山の事務局というメンバーで見てまいりました。場所ですけれども、
_____の真裏というところで、もう既に、事務局の説明どおり、夏頃に申請が
上がってきたところでございます。現在建設中ですが、一部残っておつ
たというような結果だと思えます。ですので、何ら問題ないということにさせ
ていただきました。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいか。それでは、お諮りします。ただいま審議いただきました議案第
4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定し
たいと思います。
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て（使用貸借）を議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 25ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。
番号1、地区 栗葉、申請地 森町下新田、登記地目 田、現況地目 田・
宅地・雑種地、面積 414㎡の内274㎡ 外1筆、合計面積 762㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、申請地 一志町高野内屋敷、登記地目・現況地目とも畑、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 163㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は925㎡で、その内訳は田が762㎡、畑地
が163㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺ひします。
1番、お願ひします。

野田委員 7番、野田でございます。3月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推
進委員2名、久居事務局で見てまいりました。借人が認定農家となっております
ので、そこに農業用倉庫を建築するというものでございます。現在、小さな
倉庫が2棟建っております。それと一体利用して、さらに農業用倉庫を新し
く建てるということでございます。現在も農業用倉庫が建っているというこ
とから、何ら問題はないものと思われまふ。以上でございます。

議 長 2番、お願ひします。

池山委員 14番、池山です。3月9日に地元推進委員、それから宮本委員、事務局で
現場を見てきております。既に農業用の倉庫が建っておりますが、その部分も
含めて住宅を建てたいということございました。_____の集落の真ん中ぐ
らいの場所でございますが、問題なからうという判断をいたしました。以上で
す。

議 長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひ
ます。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案
第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定し
たいと思ひます。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。
事務局、説明願ひします。

事務局 26ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 榊原、対象地 榊原町丸垣内、登記地目 田、現況地目 山林、面積 697㎡。
これにつきましては、三重県スギ・ヒノキ人工林分収穫表(林齢50年相当)により、対象地に昭和50年頃に植林し、現在に至ることが確認できます。

番号2、地区 榊原、対象地 榊原町尺ヶ寺、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 364㎡。
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書(平成15年6月3日撮影)により、対象地に昭和50年頃に農家住宅・物置・車庫を建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は1,061㎡で、すべて田でございます。
これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番お願いします。

野田委員 7番、野田です。3月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員2名、久居事務局で見てまいりました。
1番でございますけれども、50年ぐらい前にヒノキを植林したということでございます。隣接も山林になっておりまして、立派な植林地になっております。何ら問題はないものと思われます。
2番目ですが、これにつきましても50年前に家屋を建築したということでございます。現在に至っておるわけですが、今回非農地証明ということで出てまいりました。これもやむを得ないものと思われます。以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。
次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、

使用貸借)を議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)でございます。
それでは、1ページから23ページをお願いします。
件数は118件、合計面積は269,737㎡で、その内訳は田が258,452㎡、畑地が11,285㎡でございます。
意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。
農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。
また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。
今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。
最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限する該当の案件について、先にご審議をお願いします。
_____委員、93から94です。
一時退室願います。

< 退 室 >

議長 それでは、この2件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構へ意見書として提出することといたします。
入室願います。

< 入 室 >

議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。 これもちまして、第3回第2農地部会を閉会いたします。
	午後2時44分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____